

さいたま市交通事故防止特別対策ガイドライン

4月28日に発令した交通死亡事故多発非常事態宣言を受け、交通事故防止特別ガイドラインを定め、次のことに重点をおいた交通事故防止対策を5月27日まで推進する。

高齢者の交通事故防止

- 1 自動車と高齢歩行者による交通事故防止に関する啓発活動の実施
- 2 高齢者施設への注意喚起及び交通安全教育の積極的な実施
- 3 公用車による市内巡回広報活動の実施
- 4 市民に対する非常事態宣言発令の周知による交通安全意識高揚の推進